

補助します!

結婚に伴う新生活の スタートアップ費用

結婚
新生活支援
補助金

令和6年1月1日以降に

婚姻届を提出し、受理された夫婦

夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下



住宅の
取得費

賃料、敷金、礼金、
共益費、仲介手数料

賃料、共益費は最大1ヶ月分

リフォーム代



【フラット35】地域連携型
利用可能



引越費用



令和6年4月1日から交付申請までに支払った費用が対象

補助金の
上限額

	夫婦合算の所得 500万円未満	夫婦合算の所得 500万円以上
① 夫婦ともに29歳以下	60万円	10万円
② 夫婦ともに 39歳以下で①以外	30万円	

手続の流れ

①交付申請(申請者)→②交付決定(町)→④補助金支払(町)

[詳しくはこちら](#)

申込み

申請期間 令和6年6月3日(月)から令和7年3月31日(月)まで
※提出書類等詳しい条件は、裏面・町ホームページをご確認ください。
※予算上限に達し次第、終了します。

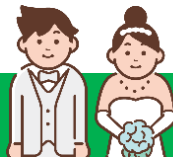


問い合わせ

東浦町役場 企画政策課 企画政策係
TEL0562-83-3111 (内線290)

受付/
月～金(祝日および年末年始を除く) 8:30～17:15

結婚新生活支援補助金



補助要件

- 令和6年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦
※同一人同士が再婚した場合を除きます
- 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下
- 夫婦双方が補助対象住宅（⑪欄参照）に住所を有している
- 他の公的制度による家賃補助を受けていない
- 過去に本補助を受けたことがない（他自治体も含む）
- 三世代近居等定住促進補助金の交付を受けていない
- 東浦町に引き続き住み続ける意思がある
- 町税の滞納がない（世帯全員）
- 暴力団関係者でない（世帯全員）
- 外国の方については、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、法定特別永住者であること
- 補助対象住宅が以下のいずれにも該当すること
 - 東浦町内の市街化区域内にある
 - 建築基準法その他関係法令の基準を満たし、耐震性が確保されている
 - 交付申請時の世帯の人数に応じた最低居住面積水準（住生活基本法に基づき策定された住生活基本計画において定められている最低居住面積水準）以上の住戸専用（専有）面積の住宅である
 - 名義に夫婦どちらかが含まれている（住宅取得の場合のみ）
 - 契約名義人に夫婦どちらかが含まれている（賃貸借、リフォーム、引越しの場合のみ）
 - 賃貸を目的とするものでない
 - 公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと
 - 国の他の住宅に係る補助制度を受給していない（住宅取得、リフォームの場合のみ）



提出書類

- 結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1）
- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 所得証明書（令和6年度（令和5年中所得）分）（夫及び妻）
※令和6年1月1日現在の住所地で発行可能
- 貸与型奨学金の令和5年における年間返還額が確認できるもの（貸与型の奨学金を受けている場合のみ）
- 請負契約書又は売買契約書の写し（住居取得、リフォームの場合のみ）
- 賃貸借契約書の写し（賃貸借の場合のみ）
- 住宅手当の支給について確認できるもの（当該住宅における住宅手当の記載された給与明細の写し又は住宅手当支給状況証明書（様式第2））（賃貸借で住宅手当の支給を受けている場合のみ）
- 対象となる住宅が新耐震基準に適合していることが確認できるもの（重要事項説明書等）
- 対象となる住宅の所在地及び住戸専用面積が確認できるもの（重要事項説明書等）
- 住宅の取得費、賃料（最大1ヶ月分）、敷金、礼金、共益費（最大1ヶ月分）、仲介手数料、リフォーム費用、引越費用の領収書（支払者氏名、金額、支払内容、支払日、支払先が明記）
- 口座番号が分かる書類の写し（通帳等）
- アンケート

※②・③は、東浦町の公簿で確認できる場合は不要

問い合わせ／東浦町役場 企画政策課 企画政策係

TEL0562-83-3111（内線290）

詳しくはこちら

